

議案第43号

関市附属機関設置条例の一部改正について

関市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年6月4日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市学校給食アレルギー対応検討委員会及び関市学校給食食物アレルギー対応食判定委員会を設置するため、この条例を定めようとする。

関市附属機関設置条例の一部を改正する条例

関市附属機関設置条例（平成25年関市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の附属機関の部に次のように加える。

関市学校給食アレルギー対応検討委員会	小中学校における食物アレルギーへの対応について検討すること。	15人以内	(1) 小中学校関係者 (2) 保健又は医療機関関係者 (3) その他教育委員会が必要と認める者
関市学校給食食物アレルギー対応食判定委員会	食物アレルギー対応給食を希望する児童生徒への当該給食の実施の要否について審査判定すること。	5人以内	(1) 小中学校関係者 (2) 保健又は医療機関関係者 (3) その他教育委員会が必要と認める者

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年8月1日から施行する。
(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

芸術文化振興推進委員会委員	識見を有する者の中から選任された委員	日額	20,000
	その他の委員	日額	6,500

を

」

「

芸術文化振興推進委員会委員	識見を有する者の中から選任された委員	日額	20,000
	その他の委員	日額	6,500
学校給食アレルギー対応検討委員会委員		日額	6,500
学校給食食物アレルギー対応食判定委員会委員		日額	6,500

に

」

改める。